

市第 154 号議案

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 23 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年 3 月横浜市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、指定障害者支援

施設等の従業者の員数及び設備に関する特例を適用する期間を延長するため、横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正したので提案する。

参 考

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例（抜粋）

（~~上段 改正案~~
下段 現 行）

附 則

（第 1 項省略）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第 6 条及び第 10 条の規定の適用を受けている指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害者支援施設をいう。）については、横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第 5 条及び第 9 条の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。
、令和 4 年 3 月 31 日

